



京都市子ども若者はぐくみ局

担当：子ども若者未来部子ども家庭支援課

電話：075-746-7625

担当：児童福祉センター児童相談所

電話：075-801-2929

令和4年度における児童虐待相談・通告等の状況 及び被措置児童等虐待の状況について

令和4年度の京都市の児童相談所における児童虐待相談・通告等の状況及び被措置児童等虐待の状況について、下記のとおりお知らせします。

記

1 令和4年度における児童虐待相談・通告等の状況

(1) 相談・通告件数及び認定件数の推移

年 度		平成30 年度	令和元 (平成31) 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4年度	
京都市	相談・通告件数	2,128	2,693	2,907	3,125	3,288	① 2,234
	認定件数 (認定割合%)	1,670 (78%)	2,051 (76%)	2,175 (75%)	2,170 (69%)	2,257 (69%)	② 1,054
							① 1,516
							② 741

※ 認定割合(%) = 認定件数 / 相談・通告件数 × 100

※ 令和4年度欄の①は京都市児童相談所(南区及び伏見区を除く区域を所管)、②は京都市第二児童相談所(南区及び伏見区を所管(深草及び醍醐支所管内を含む。))における件数

➤ 相談・通告件数は「3,288件」(前年度比163件増)、認定件数は「2,257件」(前年度比87件増)となっている。子どもが被害者となる痛ましい事件が多数報道されていることや児童虐待に関する啓発等による社会的な関心や関係機関の認識の高まりもあり、相談・通告件数及び認定件数ともに増加している。

➤ 近年、相談・通告件数及び認定件数が増加傾向にある要因としては、子どもの面前で行われた配偶者間の暴力や、DV(ドメスティック・バイオレンス)による警察*からの心理的虐待通告の増加によるものが大きい。

※ 平成28年度に、「通告対象を広くすることが望ましく、確実に通告する」よう警察庁通達があった。

(2) 経路別の相談・通告件数及び認定件数の推移

年 度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	児童委員	保健福祉センター	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	計
平成 30	66	37	392	6	0	90	45	41	907	173	371	2,128
	55	28	118	6	0	61	41	38	848	152	323	1,670
令和元	54	32	398	7	0	106	47	72	1,408	178	391	2,693
	46	17	124	7	0	93	40	66	1,155	160	343	2,051
令和2	41	22	372	11	1	165	41	55	1,657	205	337	2,907
	37	19	190	10	1	145	37	54	1,186	189	307	2,175
令和3	65	16	390	11	8	166	45	84	1,826	207	307	3,125
	59	11	112	11	7	149	38	67	1,275	163	278	2,170
令和4	88	35	347	10	2	196	37	76	1,985	230	282	3,288
	67	21	140	8	2	164	29	64	1,298	207	257	2,257

※ 上段は経路別の相談・通告件数を、下段は経路別の認定件数を示す。

- 相談・通告件数ベースでは、「警察等」(1,985件、60.4%)が最も多く、次いで「近隣知人」(347件、10.6%)、「学校等」(230件、7.0%)の順となっている。認定件数ベースでは、「警察等」(1,298件、57.5%)が最も多く、次いで「学校等」(207件、9.2%)、「保健福祉センター」(164件、7.3%)の順となっている。
- 「その他」(相談・通告件数282件(8.6%)、認定件数257件(11.4%))が多いのは、相談・通告のあった児童に「きょうだい」がいる場合には、虐待のハイリスク家庭であることを理由に、「きょうだい」についても、相談・通告件数への計上及び虐待認定を行っていることによる。

(3) 内容別・年齢別の認定件数

(内容別)

年 度	平成30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体的虐待	494	533	624	588	566
性的虐待	20	13	15	5	12
ネグレクト	235	272	271	291	340
心理的虐待	921	1,233	1,265	1,286	1,339
計	1,670	2,051	2,175	2,170	2,257

(年齢別)

令和4年度	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生他	計
身体的虐待	85	107	220	101	53	566
性的虐待	1	3	4	2	2	12
ネグレクト	104	77	98	44	17	340
心理的虐待	341	269	453	176	100	1,339
計	531	456	775	323	172	2,257

- 内容別では、「心理的虐待」(1,339件、59.3%)が最も多く、次いで「身

体的虐待」(566件、25.1%)、「ネグレクト」(養育放棄)(340件、15.1%)の順となっており、平成30年度以降は概ね同様の傾向である。

- 年齢別では、就学前児童(0～3歳未満、3歳～学齢前)の割合が、全体の4割以上(987人、43.7%)を占めている。

(4) 主たる虐待者別の認定件数

年度	父		母		その他	計
	実父	実父以外	実母	実母以外		
平成30	794	98	737	5	36	1,670
令和元	1,019	96	905	2	29	2,051
令和2	1,109	83	939	4	40	2,175
令和3	1,118	79	928	0	45	2,170
令和4	1,162	68	993	5	29	2,257

- 主たる虐待者は、「実父」の件数(1,162件、51.5%)が最も多く、次いで「実母」(993件、44.0%)が多く、過去5年間とも同様の傾向である。

2 令和4年度における被措置児童等虐待通告の状況

(1) 被措置児童等虐待の事実があったと認定した件数(通告受理件数)

1件(2件)

(2) 被措置児童等虐待の事実があったと認定した事案の概要

ア 施設等の種別

社会的養護関係施設

イ 被措置児童等虐待の状況

虐待を受けた被措置児童等		虐待を行った施設等職員(行為者)		被措置児童等虐待の類型
性別	年齢階級	性別	職種	
男	高3	男	児童指導員	心理的虐待(※)

※ (内容) 行為者が児童の頭をなでる、肩を組む、抱き締める等の身体接触を複数回行うとともに、児童への私的な援助を行い、これを口止めしたことにより、結果、児童が当該行為について嫌悪感があったにもかかわらず、他者へ相談し難くなっていたこと

ウ 京都市が講じた措置

- ・ 児童、職員及び施設長等から聴き取りを実施
- ・ 発生原因の分析及び口頭による改善指示並びに改善計画の策定指示

<お問合せ先>

- 「1 令和4年度における児童虐待相談・通告等の状況」について
児童福祉センター児童相談所(電話:801-2929)
- 「2 令和4年度における被措置児童等虐待通告の状況」について
子ども若者未来部子ども家庭支援課(電話:746-7625)

<参考>本市における児童虐待対策の取組

(1) 児童虐待の未然防止・再発防止

年 度	内 容
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども支援センター」の全区・支所設置 地域の子育て支援の拠点として、子育て等に関する相談に応じるとともに、子育て支援サービスの紹介など、子育て支援に関する様々な取組を行う。
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 「育児支援家庭訪問事業」開始 個別的な子育て支援を必要とする家庭を育児支援活動員又は保健師等が訪問し、子育ての不安や悩みについて、具体的な育児の助言、援助などを行う。
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 「子育て支援調整会議」の全区・支所設置 地域の児童問題の把握、関係機関相互の情報交換等を行うネットワーク
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 「新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）」開始 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は助産師等が訪問し、保健指導を行う。
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 「要保護児童対策地域協議会」の全区・支所設置 虐待及びその疑いのある家庭を支援するためのネットワーク
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 「学校及び保育所等から児童相談所への定期的な情報提供について」運用開始 児童相談所の管理する児童虐待ケース等について、学校及び保育所等が、出欠状況等の情報提供を行う。
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 「児童虐待防止広報啓発事業」の実施 近畿府県・政令市共同事業、京都府・市共同事業 「医療機関と保健センターの連携マニュアル」策定、連携本格実施 医療機関と保健センターの連携を妊娠・出産期から強化 「妊婦相談事業」開始 母子健康手帳交付時にすべての妊婦への面接・相談を実施 「妊娠期からの子育て支援（こんにちはプレママ事業）」開始 妊婦の家庭を訪問し、出産や子育てに関する不安や悩みの相談に応じる。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 「医療機関用子ども虐待対応マニュアル（京都市版）」策定 診療や健診を通して子育て家庭と接点のある医療機関向けの虐待対応マニュアル 「～地域で支える～すくすく子育て応援事業」開始 出産後の家庭に地域の子育て応援者が訪問し、子育て支援情報を届けるとともに、子育て相談に応じ、地域で子育てを応援する関係をつくる。 「にんしんホッとナビ」開始 「望まない妊娠」や「10代の妊娠」等、誰にも相談できず妊娠に悩む女性が相談しやすいよう、24時間、匿名でも受信可能なメール相談と、妊娠に関する悩み等に対応した正しい知識や情報発信を実施している。
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> 「京都市スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）」開始 産科医療機関等でのショートステイやデイケアを通じて、産後1か月までの母子に、助産師等の専門職による心身のケアや育児サポート等を行う。
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> 「育児支援ヘルパー派遣事業」拡充 最大派遣回数数の拡充及び対象を重度の在宅療養児がいる家庭にも拡大し、支援の充実を図る。 「～地域で支える～すくすく子育て応援事業」拡充 実施区域を全区役所・支所に拡大し、子育て支援の一層の充実を図る。
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> 「児童相談所業務評価制度」運用開始 業務遂行状況等の点検・評価を定期的に行うことにより、職員の資質のより

	<p>一層の向上及び児童相談所の適切な運営の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「次世代はぐくみプロジェクト事業」開始 思春期保健ネットワークの推進・市内の中学校及び高等学校等に在籍する生徒を対象とした体験型思春期健康教育の実施により、思春期の子どもたちの豊かな父性・母性の育ちと心身の健やかな成長を図り、社会全体で妊娠・出産・育児を支える意識を育む。
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> 「産婦健診ホッとサポート」開始 出産後間もない時期の産婦に対する健康診査費用を助成し、身体的・精神的に不安のある産婦を医療機関から適切に各区役所・支所子どもはぐくみ室へつなぐことで、産後うつや新生児への虐待の未然防止を図る。 「京都市スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）」の利用対象者を拡大 利用対象者を生後1か月未満の乳児とその母親から生後3か月未満に拡充し、支援体制の更なる強化を図る。
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待に係る情報共有に関する協定締結 京都府、京都府警及び京都市は増加する児童虐待に対応するため、児童相談所と警察が緊密に連携を図る等、児童虐待の早期対応と重篤化防止を目的として、京都府知事、京都府警察本部本部長、京都市長の3者連名で協定を締結。
令和元年度 (平成31年度)	<ul style="list-style-type: none"> 各区役所・支所子どもはぐくみ室による「課題や困りを抱えた家庭への寄り添い支援」の充実のための体制強化 全ての子どもはぐくみ室に子育て支援係長を1名ずつ配置し、係員10名の増員と合わせ、計24名増員。
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所及び各区役所・支所子どもはぐくみ室において必要な情報を共有するシステムを開発し、両機関に導入 きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点の開設 対象地域（中京区・下京区・南区・伏見区）における里親支援機能・ショートステイ機能を総合的に実施する拠点として、下京区に開設。 子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）実施箇所を拡大。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 「京都市スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）」の利用者負担の軽減 1日分の利用料を無料にすることで、産後の支援を必要とする方の事業利用を促進し、育児不安や負担感の軽減を図る。また、令和3年10月以降、対象月齢を生後3か月未満から1年未満に拡大。 子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）実施箇所を拡大。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 「京都市スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）」の利用者負担の軽減 市民税非課税世帯及び生活保護世帯について利用料を無料、市民税課税世帯について産後ショートステイ又は産後デイケアのどちらか1日分の利用料を半額にすることで、産後の支援を必要とする方の事業利用を促進し、育児不安や負担感の軽減を図る。 「京都市出産・子育て応援事業」の開始 全ての妊婦・子育て家庭が、より安心して出産・子育てができるよう、「伴走型相談支援」と「出産・子育て応援ギフトの支給」を一体的に実施。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 「京都市スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）」の利用者負担の軽減 市民税非課税世帯及び生活保護世帯について利用料を無料、市民税課税世帯について産後ショートステイ又は産後デイケアのうち5日を上限として利用料から1回当たり2,500円を減免することで、所得の状況に関わらず、産後ケア事業を利用しやすい環境を整え、育児不安や負担感の軽減を図る。

(2) 児童相談所の体制整備

年 度	内 容
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども虐待防止アクティブチーム」（初期対応班）の創設 虐待通告後48時間以内に児童の安否確認を行う。 「子ども虐待SOS専用電話」設置（24時間365日対応）
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども虐待等ケアチーム」の新設 施設入所中の被虐待児の心理的ケアや家族再統合の取組を強化
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 組織改革 児童相談所と障害相談に特化した発達相談所に二分、執行体制の強化
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども虐待防止アクティブチーム」の増設（1→2チーム）
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 在宅支援強化のため「地域班」の増設（3→4班） 子ども支援専門官の配置 教育委員会職員の配置により、学校との連携を強化
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども虐待防止アクティブチーム」の増設（2→3チーム） 在宅支援強化のため「地域班」の増設（4→5班）
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 第二児童相談所（南区・伏見区を担当）を開設、執行体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <児童相談所> 「子ども虐待防止アクティブチーム」2チーム 「子ども虐待等ケアチーム」1チーム 「地域班」3班 <第二児童相談所> 「子ども虐待防止アクティブチーム」1チーム 「子ども虐待等ケアチーム」1チーム 「地域班」2班
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護所への学習指導員（嘱託職員）の配置 一時保護中の児童への学習保障の拡充
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> 家族再統合保護者支援事業担当児童心理司の配置
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> 京都府警察本部職員を担当課長として併任配置 一時保護所を再整備し担当課長の配置及び処遇職員の増員により体制強化
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 京都府警察本部職員の併任配置を増員（担当課長1名→課長補佐2名）し、連携を強化
令和元年度 （平成31年度）	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所及び第二児童相談所に、連携調整担当課長（計1名）、児童福祉司（計4名）を増配置
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 組織編成の一部見直しと併せて、児童相談所及び第二児童相談所に計8名の児童福祉司（主席児童福祉司1名を含む）を増配置 社会的養育推進担当課長1名及び里親養育支援係長を新たに配置し、里親養育支援係を新設 面前DVや119番通報に伴う警察からの書面通告や、近隣住民等から寄せられる、いわゆる泣き声通告に係る初動調査・啓発業務等を専任で行う会計年

	度任用職員（6名）を新たに配置
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所に児童心理司1名を増配置し、第二児童相談所に担当係長（児童心理司）1名を新たに配置
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所及び第二児童相談所に児童心理司（計2名）を増配置 虐待のためのSNSを活用した相談体制の構築をはじめとする体制強化のため、3名（児童福祉司2名を含む）を増配置
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 相談から支援までをワンストップで対応するため児童相談所の相談課と支援課を集約し、相談支援第一課及び第二課を創設 児童支援の充実等に対応するため児童相談所に企画調整課を創設 職員規模に応じた指揮命令系統の強化や、地域・関係機関との連携をより強化するため、第二児童福祉センター長に部長級職員を新たに配置